

## Bodies 会員会則

### 第 1 条 [定義]

- 「Bodies」とは株式会社エービーシーキャピタル（以下、「当社」という。）が直接運営または当社のフランチャイズ加盟店（以下、「FC 加盟店」という。）が運営するフィットネスクラブ「Bodies」をいう。
- 「会員」とは Bodies 会員会則（以下、「本会則」という。）に同意の上、「Bodies」に入会した個人をいう。
- 本会則によって定める条項は「Bodies」に適用されるものとする。

### 第 2 条 [管理運営]

「Bodies」諸施設は、当社または FC 加盟店が、その運営・管理を行う。

### 第 3 条 [目的]

「Bodies」は本会則に則り、会員が「Bodies」諸施設を利用し、心身の健康維持及び増進を図ると共に会員相互の親睦を図り、「心と身体の健康」の実現に寄与する事を目的とする。

### 第 4 条 [会員制度]

- 「Bodies」は会員制とする。
- 「Bodies」に入会しようとする者は、本会則を承認し本会則に基づく諸契約を当社または FC 加盟店と相互に締結しなければならない。
- 会員の「Bodies」諸施設の利用範囲、条件及び特典については別に定める。
- 会員は「Bodies」諸施設を利用する時は、常に会員証またはスマートフォン用会員アプリを提示しなければならない。

### 第 5 条 [入会資格]

次の各号のいずれか 1 つでも該当しない場合、入会資格はないものとする。

- 年齢満 16 才以上（但し、未成年者の取り扱いについては、第 6 条の定めに従う。）の女性で「Bodies」の会則にしたがう者。
- 「Bodies」所定の確認書に同意することにより、「Bodies」の諸施設の利用に堪え得る健康状態である事を自らの責任のもとに当社または FC 加盟店へ申告した者。

### 第 6 条 [未成年者の取扱い]

未成年者が会員になろうとする時は、その親権者の同意の下、所定の書類に本人とその親権者が連署した上、申し込まなければならない。この場合、親権者は自ら会員になった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

### 第 7 条 [入会手続き]

入会を希望する時は、所定の申込書または WEB 申込フォームまたは店頭備え付けの入会用端末により入会申し込みを行い、当社または FC 加盟店の承認を得た上、入会金及びその他所定の費用等を当社または FC 加盟店に払込み、入会手続きが完了する。

### 第 8 条 [会員資格の取得]

第 7 条の入会手続きがすべて完了したときに、会員資格を取得したものとする。

### 第 9 条 [会員資格譲渡]

「Bodies」の会員資格は他に譲渡できない。

### 第 10 条 [入会金・諸会費]

- 入会金及び諸会費は別に定める。
- 会員は別に定める諸会費納入期日までに、それぞれの諸会費を払い込まなければならない。会員は、当社が諸会費に関する口座の引落またはクレジット継続課金のための業務を行うことに同意する。
- 一旦納入した入会金及び諸会費は、原則としてこれを返還しない。但し、やむを得ない事情と判断する場合、所定の手数料を申し受け返還することがある。

### 第 11 条 [諸規則の遵守]

- 会員は「Bodies」諸施設利用にあたり、本会則及び施設内諸規則を遵守しなければならない。
- 会員は「Bodies」諸施設利用にあたり、施設スタッフの指示に従わなければならない。
- 会員は「Bodies」諸施設利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。

### 第 12 条 [損害賠償責任免責]

会員が「Bodies」諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、当社および FC 加盟店はその損害賠償の責を負わない。

### 第 13 条 [会員の損害賠償責任]

会員が「Bodies」諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により当社または FC 加盟店または第三者に損害を与えた場合その会員が賠償の責に任ずるものとする。

### 第 14 条 [退会]

- 会員は、別途定める手続きに従い、当社または FC 加盟店に申し出ることにより、「Bodies」を退会することができる。
- 但し、入会金及び諸会費の返還はしないものとし、退会するまでは、諸会費及び諸費用を支払う責を負い、当社または FC 加盟店はこれらを請求する権利を有する。
- 会費及び諸費用を滞納した場合、翌月分会費の請求の際に滞納分を合算して請求することになるが、2 ヶ月滞納が続いたのち 3 ヶ月分の合算請求においても支払われない場合は、強制退会処分とする。強制退会後も滞納分の支払義務が発生するものとする。

### 第 15 条 [会員資格喪失]

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利をも喪失する。この場合には、退会したものみなす。

- 第 16 条により除名された場合。
- 会員本人が死亡した場合。
- 経営上やむを得ない事由により、「Bodies」施設の全部を閉鎖した時。

### 第 16 条 [会員除名]

当社は、会員が次の各号に該当する場合、その会員を「Bodies」から除名することができる。

- 「Bodies」の会則及び諸規則に違反した場合。
- 「Bodies」の名誉を傷つけたり、当社の事前の承諾なく「Bodies」内において営利を目的とする行為を行うなど、秩序を乱す行為をした場合。
- 他の会員、第三者の名誉・身体を傷つけたり、財産を侵害するなど行為を行った場合。
- その他、当社が「Bodies」会員としてふさわしくないと認めた場合。

### 第 17 条 [施設の一時的閉鎖・利用制限]

次の場合、当社または FC 加盟店は、諸施設の全部又は一部の閉鎖若しくは休業をすることができる。

その場合、緊急の場合を除き、一週間前までにその旨を告知する。但し、これにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはない。

- 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。
- 施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合
- 定期休業等による場合。
- その他重大な事由によりやむを得ない場合。

### 第 18 条 [利用の禁止]

次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止又は一部制限する。

- 伝染病・その他、他人に伝染又は感染するおそれのある疾病を有する者。
- 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する者。
- 飲酒等により、正常な施設利用ができないと当社または FC 加盟店が判断した者。
- 医師から運動を禁じられている者。
- その他、正常かつ安全に施設利用が出来ないと会社が判断した者。

### 第 19 条 [諸費用の変更]

当社は本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会経済情勢の変動に応じて変更することができる。この場合、当社は 1 カ月前までに全会員にこれを告知する。

### 第 20 条 [会則の改定]

当社は、会則等の改定を行う事ができる。尚、改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。